平成２２年（フ）第７８６１号
東京都東村山市栄町１丁目24―３―403
債務者　田中美智代（旧姓入谷）
1　決定年月日時　平成22年５月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月６日まで
5　免責審尋期日　平成22年７月６日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第７８６３号
神奈川県平塚市東真土１丁目７―15―204
債務者　小見　直人
1　決定年月日時　平成22年５月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月６日まで
5　免責審尋期日　平成22年７月６日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第７８６５号
東京都北区田端１丁目８－８―101
債務者　大久保隆夫
1　決定年月日時　平成22年５月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月６日まで
5　免責審尋期日　平成22年７月６日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第７８６８号
東京都大田区多摩川２丁目18―12
債務者　丸山　　勤
1　決定年月日時　平成22年５月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月６日まで
5　免責審尋期日　平成22年７月６日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１１９１号
横浜市鶴見区平安町２丁目10番地７　サンクレスト201
債務者　加藤　道人
1　決定年月日時　平成22年５月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月６日まで
5　免責審尋期日　平成22年７月７日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第２４１号
岡山市北区天瀬３番６号　京橋ビル新館402号
債務者　若林　猛仁
1　決定年月日時　平成22年５月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月６日まで
5　免責審尋期日　平成22年７月21日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第２６１号
岡山市北区奥田西町９番18号
債務者　西尾美代子
1　決定年月日時　平成22年５月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月６日まで
5　免責審尋期日　平成22年７月16日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第３１２号
岡山市南区妹尾3044番地６
債務者　田中有美子（旧姓関）
1　決定年月日時　平成22年５月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月６日まで
5　免責審尋期日　平成22年７月21日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第４６７号
東京都江東区東雲１丁目９番12―1409号
債務者　西島　敏行
1　決定年月日時　平成22年５月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月７日まで
5　免責審尋期日　平成22年７月７日午前10時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２２年（フ）第４６８号
東京都江東区東雲１丁目９番12―1409号
債務者　西島美智子
1　決定年月日時　平成22年５月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月７日まで
5　免責審尋期日　平成22年７月７日午前10時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２２年（フ）第１４号
長野県北佐久郡軽井沢町大字長倉5552の３、住民票上の住所長野県北佐久郡軽井沢町大字長倉5524番地
債務者　伊藤　春子
1　決定年月日時　平成22年５月６日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月７日まで
5　免責審尋期日　平成22年７月９日午後１時30分
長野地方裁判所佐久支部

平成２２年（フ）第３８号
長野県佐久市協和3182番地３
債務者　上野真美子
1　決定年月日時　平成22年５月６日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月７日まで
5　免責審尋期日　平成22年７月９日午後１時30分
長野地方裁判所佐久支部

平成２２年（フ）第５４号
北海道河西郡芽室町東５条８丁目１番地19
債務者　黒沢　　香
1　決定年月日時　平成22年５月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月８日まで
5　免責審尋期日　平成22年７月15日午後２時
釧路地方裁判所帯広支部破産係

平成２２年（フ）第８０号
北海道中川郡幕別町札内共栄町175番地の38
債務者　和田　洋子
1　決定年月日時　平成22年５月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月８日まで
5　免責審尋期日　平成22年７月15日午後２時
釧路地方裁判所帯広支部破産係

平成２２年（フ）第８６号
北海道中川郡幕別町字猿別63番地
債務者　棚　　広美
1　決定年月日時　平成22年５月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月８日まで
5　免責審尋期日　平成22年７月15日午後２時
釧路地方裁判所帯広支部破産係

平成２２年（フ）第８９号
北海道帯広市西４条南37丁目１番17号　コーポラスＹ＆Ｋ103
債務者　須田　亜衣
1　決定年月日時　平成22年５月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月８日まで
5　免責審尋期日　平成22年７月15日午後２時
釧路地方裁判所帯広支部破産係